障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会　令和 8 年 11 月17 日(火曜日)
12:45～14:45
大阪府　基本回答(当日よみあげ回答)

(要望項目)
37. 安心して入居できるグループホームを整備してください。

⑫グループホーム開設のための土地購入・建設補助、大幅改修費への大阪府独自の補助を行ってください。また、開設に当たって、地域の了解を事業者にゆだねるだけでなく、最寄りの市町村も積極的に地域への理解・協力を広げるよう働きかけてください。

(回答)
○グループホームの施設整備費（新築）につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」として、国と府の補助額を合わせて共同生活住居(定員 4 人～10 人)あたり 33,000 千円を上限とする補助があります。なお、一定の補助要件がありますので、法人等施設の設置者からご相談ください。
○府独自の補助は困難ですが、公営住宅やＵＲ賃貸住宅、公社賃貸住宅の活用など、関係機関と連携を図りながら、引き続き、グループホームの設置促進に取り組んでまいります。
○障がい者の暮らしの場であるグループホームを地域住民に理解してもらうことは重要であることから、グループホームの役割やそこでの暮らしの様子などを紹介したチラシを作成し、公表しているところです。
(回答部局課名)　福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課

(要望項目)
37. 安心して入居できるグループホームを整備してください。
⑭大阪府の「重度化対応の為の施設整備・修繕に補助(最大 180 万円)」においては、重度者の新規入居だけを前提とせず、既入居も対象としてください。スプリンクラーや介護浴槽等の整備も対象として認めてください。
(回答)
○令和５年度より府独自事業として実施している「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」については、障がい者支援施設における支援の度合いの高い利用者の割合の増加等により地域移行が困難となっていることを背景として、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成することにより、障がい特性に対応できる事業所の拡充を図り、地域移行を推進していくことを目的としているため、新たに入居者を受け入れる事業所を対象としております。
○補助対象経費については、床や壁の防音工事やクッション性の高い材質への改修など、障がい特性に応じた居室等の改修に係る工事費等を対象としています。今年度は、障がい特性等のアセスメント及び関係機関との支援内容の協議等を行う事業所を対象としており、次年度以降、補助事業所からの実績報告を基に、府よりそのプロセスを府内市町村に情報共有し、事例の横展開を図ることで、重度障がい者の地域移行や地域生活継続の方策を検討していただくよう働きかけてまいります。
○また、グループホームの施設整備費（新築）につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」として、国と府の補助額を合わせて共同生活住居(定員 4 人～10 人)あたり 33,000 千円を上限とする補助があります。なお、一定の補助要件がありますので、法人等施設の設置者からご相談ください。
(回答部局課名)　福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課

(要望項目)
39. 短期入所事業の整備・拡充をすすめてください。
③　医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置が促進されるような施策を講じてください。
(回答)
○府では、重症心身障がい児者、特に医療的ケアが必要な方の地域生活を支え、介護者の負担を軽減するため、平成 26 年度より「医療型短期入所整備促進事業」を開始し、令和２年度からは「医療型短期入所支援強化事業」と名称を変更して実施しています。これは、病院が空床などを利用して、レスパイトを目的とした利用

が可能な福祉サービスである短期入所事業を実施し、高度な医療的ケアが必要な方を受け入れた場合に、経費の一部を病院へ助成する事業です。医療的ケアの内容や年齢に関わらず身近な地域で短期入所を利用できるよう、引き続き実施機関の拡大に努めてまいります。

○なお、医療的ケアが必要な人への短期入所サービスについては、医療機関において実施する医療型短期入所の受入体制の強化とともに、福祉型短期入所事業所に看護職員を常勤で１人以上配置する場合に算定される「福祉型強化短期入所サービス費」が導入されています。

○令和６年４月の報酬改定においては、福祉型短期入所サービスにおける医療的ケアを行う体制を評価する「医療的ケア対応支援加算」が創設され、看護職員を必要とされる数以上に配置した上で、医療的ケア児者に対し、短期入所を行った場合に、加算が算定されることとなりました。

○障がい福祉サービスは国の制度であることから、国の責任で実施すべきものと考えており、ご要望の府独自の施策を講じることは困難なため、引き続き国に要望してまいります。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課
福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課

（要望項目）

41. ホームヘルパーが必要数確保・配置されるよう、大阪府として特段の措置を講じてください。

①　居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応えることができないケースが多くなっています。大阪府として実態把握に務めるとともに、不足状態を解消しヘルパーが安心して働き続けられるよう国に強く働きかけてください。

（回答）

○全職業の有効求人倍率に比べ、障がい福祉分野では高位で推移している一方で、府ではここ数年、障がい福祉分野のサービス利用が右肩上がりで伸びており、人材確保は喫緊の課題です。

○これまでも、国において福祉人材の確保に係る具体的な方策を講じるとともに、必要な財源を安定的に措置することや、それぞれの事業執行にあたっては、都道府県の裁量による柔軟な対応ができることとするよう、国に要求してきました。

○国の「経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太方針 2025）」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」において、障がい福祉分野の人材確保に関する記述が初めて記載されるなど、国においてもこの分野の人材確保対策の充実を図ろうとされています。

○府としては、こうした国の動きを踏まえるとともに、引き続き、障がい福祉サービスが安定的・継続的に提供されるために必要な人材確保について、国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）　福祉部　地域福祉推進室　福祉人材・法人指導課
福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課

（要望項目）

41. ホームヘルパーが必要数確保・配置されるよう、大阪府として特段の措置を講じてください。

④　居宅介護利用者が緊急時（怪我・病気・災害時など）に支援計画・支給決定に関わらず支給変更なしで必要なサービス（身体介護・通院等介助・家事援助）が柔軟に利用できるようにしてください。併せて、月々の支給量を生活実態に合わせて、その都度計画変更をしなくてもいいように柔軟に必要に応じて利用できる仕組みにしてください。

（回答）

○支給決定又は地域相談支援給付決定前における緊急やむを得ないサービス利用については、障害者総合支援法第 30 条及び第５１条の１５において、市町村は、必要があると認めるときは、特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費を支給することができるとされています。

○この「必要があると認めるとき」とは、支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が、支給申請をした日から当該支給決定又は地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援を受けたときとされています。

○また、同法第 22 条第 7 項において、「市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量を定めなければならない」とされています。

○今後とも、サービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課

（要望項目）
42. 補装具・日常生活用具を拡充してください。
① 日常生活用具の給付について、特に聴覚障害者用屋内信号装置については「聴覚障害 2 級以上の者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者」と、聴覚障害 2 級以上を条件とする市町村が多いが、3～6級の聴覚障害者でも日常生活に難をきたす例が多いため「聴覚に障害のある者」に変更するよう府内市町村に働きかけてください。
（回答）
○市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業につきましては、実施主体の市町村の判断により決定されることとなっていることから、要望の趣旨も踏まえ、必要に応じて市町村担当者説明会等の機会を通じ、市町村に働きかけ、周知を行ってまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

（要望項目）
42. 補装具・日常生活用具を拡充してください。
④ 重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたします。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪府として補聴器の購入費用を助成してください。さらに、国に対して「盲ろうのカテゴリー」の設置を求めてください。
（回答）
○加齢に伴って心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、介護保険制度における福祉用具貸与等により支援が行われています。この福祉用具貸与等については、国において、その有効性、安全性、保険適用の合理性等が評価、検討されたうえで、その対象が定められていますが、補聴器については含まれていません。
○現在、国機関において、難聴と認知症との関連等について研究が行われており、府としては、引き続き、このような国の動向を注視するとともに、補聴器購入費についての制度構築や市町村への財政支援について、国へ要望しています。
（回答部局課名） 福祉部 高齢介護室 介護支援課

（要望項目）
42. 補装具・日常生活用具を拡充してください。
④重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障をきたします。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪府として補聴器の購入費用を助成してください。さらに、国に対して「盲ろうのカテゴリー」の設置を求めてください。
（回答）
○補装具費の交付対象とならない中等度の聴覚障がいに係る補聴器への助成について、言語・コミュニケーション能力の獲得等を目的とした早期療育の必要性から難聴児を助成対象としております。
○また、視覚と聴覚両方に障害がある方を含めた、聴覚障がい者についても、補聴器の装用が社会生活を送るうえで欠かせないものであることから、国に対して、前述の難聴児に加え、補装具費の給付対象とならない軽度、中等度難聴者に対する補聴器の購入助成制度を創設することについて要望しております。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

（要望項目）
42. 補装具・日常生活用具を拡充してください。
⑤ 「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策に関する法律」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるよう各市町村に働きかけてください。
（回答）
○市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業につきましては、実施主体の市町村の判断により決定されることとなっていることから、要望の趣旨も踏まえ、必要に応じて市町村担当者説明会等の機会を通じ、市町村に働きかけ、周知を行ってまいります。
（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

（要望項目）

42. 補装具・日常生活用具を拡充してください。

⑦ 点字ディスプレイが盲ろう、および視覚単一の重度障害者にも日常生活用具として給付するよう各市町村に働きかけてください。。

（回答）

○市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業につきましては、実施主体の市町村の判断により決定されることとなっていることから、要望の趣旨も踏まえ、必要に応じて市町村担当者説明会等の機会を通じ、市町村に働きかけ、周知を行ってまいります。

（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

（要望項目）

44. 地域活動支援センターの制度を拡充してください。

① 府内の自治体間で「地域活動支援センター」事業の活用状況や運用に差が生じないよう、府として制度活用の周知徹底と積極的な活用促進を図ってください。

（回答）

○障害者総合支援法に基づき、市町村の地域生活支援事業の一つとして、地域活動支援センター事業が位置づけられ、市町村は、事業の全部又は一部を適当と認める団体等に委託し実施することが可能とされています。

○また、地域の実情に応じて、障がい者の方々に創作的活動や生産活動の機会を提供する地域活動支援センターを運営することができるよう、市町村に対して、交付税により財源が措置されており、令和８年４月１日時点で、39 市町で 144 ヵ所（※複数の市町村から同一受託者に委託されている場合は市町村毎に１カウントしております。）が開設されているところです。

○府としましては、毎年度「福祉のてびき」において地域活動支援センターの設置状況を集約し、その結果を市町村へ周知するとともに、今後も市町村の要請に応じて必要な助言や支援を行ってまいります。

（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

（要望項目）

45. 手話施策推進法によれば、地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとされています。きこえない・きこえにくいことを理由とする差別をなくし、手話言語による情報保障（合理的配慮）が確実に提供されるよう手話言語の普及および手話通訳者の配置を進めてください。

①府内のすべての事業者（大阪府をはじめとする行政機関、医療機関を含む）に手話通訳者の役割や意義を周知徹底するよう働きかけてください。

②府内のすべての公共施設に手話通訳者を配置してください。

（回答）

○府では、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」等を通じて、広く府民に対して、「合理的配慮の提供」や合理的配慮を的確に行うための「環境の整備」の具体例として、手話通訳者の配置等を示しております。市町村に対しても取組の参考としていただけるよう、ガイドラインの周知・配布等を行っております。

○加えて、任命権者ごとに「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を定め、府職員に対して、合理的配慮を的確に行うためには、不特定多数の障がい者の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を図ることが有効であることを周知しています。

○また、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、特に専門性の高い意思疎通支援や、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する業務などを、指定管理業務に位置付け取り組んでおります。

○ご要望の内容については、同センターの指定管理者に共有し、引き続き、取り組んでまいります。

（回答部局課名） 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 自立支援課（下線部について回答）

（要望項目）

50. 「大阪府読書バリアフリー計画」および「障害者情報　アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、府内各市町村において、点字図書給付事業を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付するよう各市町村に働きかけてください。とりわけ、今年創刊 104 年を迎えた日本で唯一の週刊点字新聞「点字毎日」（点字版）に加え、大阪市が実施している「電子版」（点字データ版）や（点字版）、読者が加齢により手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、「点字毎日」（音声版）を給付するよう働きかけてください。

（回答）

○現在の点字図書の購入に対する公費助成は市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の情報・意志疎通支援用具に位置付けられ、実施主体である市町村により、地域の実情や支援の必要性等を踏まえて支給決定されることとなっております。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　自立支援課
　　福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課

（要望項目）

51. 大阪府各部局および各市町村から視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に内容物の表題と担当部署名および連絡先電話番号（固定電話番号）を必ず点字と拡大文字で記入するとともに、夫婦いずれもが視覚障害者の場合は受取人の氏名も点字と拡大文字で記載するよう合理的配慮の立場から各部局および各市町村に指導・周知してください。

（回答）

○行政機関等や事業者が事務や事業を行うに当たり、視覚障がいがある人からの求めに対し、点字や拡大文字等によって情報を保障するなど、合理的配慮の提供を行うことは義務であると認識しています。

○府では、任命権者ごとに障がい者差別解消に関する職員対応要領を定めており、「職員対応に係る留意事項」の中で、「合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例」として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる」等を記載しております。

○今後とも、あらゆる機会を捉え、府職員に対し、障がい特性や合理的配慮に関する周知や研修を実施し、適切に対応できるよう取り組んでまいります。

○また、市町村に対しては、研修や啓発資料等で、視覚障がいを含む様々な障がい特性に応じた情報保障の提供方法について、事例を紹介すること等を通じて、適切な対応が行われるよう周知を図ってまいります。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課
　　福祉部　障がい福祉室　自立支援課

（要望項目）

52. 大阪府の障害者差別解消広域相談員制度や各市町村窓口の問題解決機能を強化のための検討協議を進めてください。差別解消の広報活動や相談・調整の役割は一定果たされているとは思いますが、問題を解決する（権利を守る）機能、権限、行政からの独立性等の在り方の検討を進めてください。

（回答）

○　障害者差別解消法では、地方公共団体において障がいを理由とする差別に関する相談に対して的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保のための措置その他に必要な体制の整備を図るものとされています。

○　府においては広域支援相談員を配置し、市町村においては相談窓口を設け、中立かつ公正な立場で対応をしております。

○　また、広域支援相談員は市町村相談窓口における相談事案を解決するための助言等を行っており、市町村の対応力向上を支援しています。

○　広域支援相談員及び市町村相談窓口については、障害者差別解消法の施行以来、差別解消に向けた普及啓発や相談対応、関係機関との調整等において一定の役割を果たしてきたものと認識しています。

○　府としましては、広域支援相談員及び市町村相談窓口における機能促進のため、相談対応状況や課題を把握するとともに、国の動向や市町村での好事例も参考にしながら、相談体制の整備に努めてまいります。

（回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課